

# ロールオン・ロールオフ区域からの脱出設備に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

## 改正事項

ロールオン・ロールオフ区域からの脱出設備に関する事項

## 改正理由

ロールオン・ロールオフ区域に対し、SOLAS 条約第 II-2 章第 13.6 規則において、乗組員が通常業務に従事する区域には、少なくとも 2 系統の脱出設備を当該区域の前端と後端に設け、救命艇及び救命いかだの乗艇場所へ安全に脱出できるものとしなければならない旨規定されている。しかしながら、当該要件のうち「乗組員が従事する通常業務」及び「安全な脱出」等の規定については、一部曖昧なものとなっている。

このため、IMO において、上記の曖昧な規定を明確にするための検討が行われた結果、2015 年 6 月開催の IMO 第 95 回海上安全委員会（MSC95）において、ロールオン・ロールオフ区域の脱出設備の規定に関する統一解釈が承認され、MSC.1/Circ.1505 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1505 に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 乗組員が通常業務に従事する区域を明確化した。
- (2) ロールオン・ロールオフ区域における 2 系統の脱出設備を明確化した。
- (3) ロールオン・ロールオフ区域において、脱出経路を設ける「前後端」の位置を明確化した。
- (4) 脱出経路上に適切な標示を行う旨規定した。